

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正
する条例のあらまし

- 1 企業長、企業団議会議員及び監査委員が公務のため旅行した場合の費用弁償について、日当等を支給しないこととしていた取扱いを改めるなど、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。